

令和6年度諸謝金基準単価表

<部外秘>

SEABIS	出力区分 No	ADAMS 納付書区分	区 分	単 位	基準単価	備 考	消費税	謝金の標準 支払基準		源泉徴収税	うち税額
								別 表	区 分		
税区分	委員階レベル										
給与	謝金基準1	01 101	会議出席謝金(1)(2時間以上)	日	22,800	審議会同等の会議に適用(会長クラス)	不課税	1	①	185条乙日額表	7,700
		02 101	会議出席謝金(1)	時間	11,400	"	不課税	1	①	185条乙日額表	2,250
		03 101	会議出席謝金(2)(2時間以上)	日	19,700	審議会同等の会議に適用(委員クラス)	不課税	1	①	185条乙日額表	6,410
		04 101	会議出席謝金(2)	時間	9,800	"	不課税	1	①	185条乙日額表	1,750
	謝金基準4	05 101	会議出席謝金(3)(2時間以上)	日	14,000	協力者会議や懇談会等、政策への影響度が高い会合への出席	不課税	1	④	185条乙日額表	3,410
		06 101	会議出席謝金(3)	時間	7,000	"	不課税	1	④	185条乙日額表	810
		07 101	会議出席謝金(基準外)	日、時間	-	会議出席謝金のうち、基準単価に該当しないもの	不課税	-	-	185条乙日額表	日額表参照
報酬1	08 201	講演謝金	時間	11,510	講演会、講習会等において専門的なテーマで講演するもの	税込	2	①	10.21%	1,175	
	09 201	講演謝金(基準外)	時間	-	講演謝金のうち、基準単価に該当しないもの	税込	-	-	10.21%	-	
	10 201	講義謝金(母国語)	時間	8,050	テキスト等を使用し、ある程度の知識がある者(実務担当者等)を対象に講義するもの	税込	2	④	10.21%	821	
	11 201	講義謝金(外国語)	時間	16,100	受講者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えたテキストを使用するもの	税込	-	-	10.21%	1,643	
	12 201	講義謝金(基準外)	時間	-	講義謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	10.21%	-	
	13 201	実技・指導等謝金(母国語)	時間	5,200	実技、スポーツ、知識等の教授・指導をするもの	税込	2	⑦	10.21%	530	
	14 201	実技・指導等謝金(外国語)	時間	10,400	受講者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えて教授・指導するもの	税込	-	-	10.21%	1,061	
	15 201	実技・指導等謝金(基準外)	時間	-	実技・指導等謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	10.21%	-	
	報酬該当なし	16 -	助言謝金(母国語)	時間	5,200	政策の立案の参考になるだけのものや、コメントを述べる程度のもの	税込	2	⑦	-	-
		17 -	助言謝金(外国語)	時間	10,400	助言を受ける者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えて助言するもの	税込	-	-	-	-
		18 -	助言謝金(基準外)	時間	-	助言謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	-	-
	給与	19 104	作業補助等労務謝金	時間	1,300	雇用期間が継続2ヶ月以内のもの(日額9,300円未満は税額0円、それ以上は日額表)	不課税	-	-	185条丙日額表	日額表参照
		20 104	作業補助等労務謝金(2ヶ月超)	時間	1,300	雇用期間が継続2ヶ月を超えるもの(月額88,000円未満は税額3.063%、それ以上は月額表)	不課税	-	-	185条乙月額表	月額表参照
	報酬該当なし	21 -	司会・報告者謝金	時間	4,080	記念式典、研究集会等において司会もしくは事例発表等報告するもの	税込	-	-	-	-
		22 -	審査謝金(1)(2時間以上)	日	14,260	討論形式による選考会・書類審査(審査会)	税込	-	-	-	-
23 -		審査謝金(1)	時間	7,130	"	税込	-	-	-	-	
24 -		審査謝金(2)	時間	4,790	討論形式によらない書類審査	税込	-	-	-	-	
25 -		審査謝金(基準外)	時間	-	審査謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	-	-	
報酬1	26 201	執筆謝金(母国語)思想・文献等	枚	2,550	思想・文献・随想・提言等影響度が高いもの(日本語等:400字、英語等:200ワード)	税込	3	②	10.21%	260	
	27 201	執筆謝金(母国語)	枚	2,040	一般(日本語等:400字、英語等:200ワード)	税込	3	③	10.21%	208	
	28 201	執筆謝金(外国語)思想・文献等	枚	6,420	思想・文献(日本語等:400語、英語等200ワード)	税込	-	-	10.21%	655	
	29 201	執筆謝金(外国語)	枚	5,100	一般(日本語等:400語、英語等200ワード)	税込	-	-	10.21%	520	
	30 201	執筆謝金(基準外)	枚	-	執筆謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	10.21%	-	
	31 201	グラフィア作成謝金	頁	5,100	撮影において専門的技術及び知識・経験を求められるもの	税込	-	-	10.21%	520	
	32 201	校閲謝金(母国語)	枚	1,020	一般(400字)	税込	-	-	10.21%	104	
	33 201	校閲謝金(外国語)	枚	2,550	一般(300語)	税込	-	-	10.21%	260	
	34 201	対談・座談会出席謝金(2時間以上)	日	16,710	表紙等に掲載されたり、一般の会議等より積極的な発言を求められるもの	税込	-	-	10.21%	1,706	
	35 201	対談・座談会出席謝金	時間	8,360	"	税込	-	-	10.21%	853	
	36 201	対談・座談会出席謝金(基準外)	時間	-	対談・座談会出席謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	10.21%	-	
	報酬該当なし	37 -	揮毫謝金	枚	250	氏名、日付程度の筆耕を依頼するもの	税込	-	-	-	-
	報酬1	38 201	表紙・原画等揮毫謝金	枚	15,890	印刷物の表紙、原画(ポスターを含む)を依頼するもの	税込	-	-	10.21%	1,622
		39 201	揮毫謝金(基準外)	枚	-	揮毫謝金のうち、基準単価に該当しないもの	税込	-	-	10.21%	-
40 201		同時通訳謝金(英語)	日	93,500	午前または午後の拘束時間が4時間以内の場合は、半日料金	税込	-	-	10.21%	9,546	
41 201		同時通訳謝金(英語以外の外国語)	日	94,440	正午をはさむ場合は1日料金	税込	-	-	10.21%	9,642	
42 201		逐次通訳謝金(英語)	時間	11,690	話者が2~3センテンス話し終えるごとに通訳するもの	税込	-	-	10.21%	1,193	
43 201		逐次通訳謝金(英語以外の外国語)	時間	11,810	"	税込	-	-	10.21%	1,205	
44 201		逐次通訳謝金(基準外)	時間	-	逐次通訳謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	10.21%	-	
45 201		翻訳謝金(和文英訳)	枚	6,290	和文→英文(200ワード)	税込	-	-	10.21%	642	
46 201		翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,400	英文→和文(400字)	税込	-	-	10.21%	449	
47 201		翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,990	英文以外→和文(400字)	税込	-	-	10.21%	509	
48 201		翻訳謝金(外国語間)	枚	6,820	外国文→外国文(200ワード)	税込	-	-	10.21%	696	
49 201		翻訳謝金(基準外)	枚	-	翻訳謝金のうち、基準単価に該当しないもの	-	-	-	10.21%	-	
給与		51 104	その他(185条丙日額表関係)	-	-	契約期間が継続2ヶ月以内のもの(日額9,300円未満は税額0円、それ以上は日額表)	不課税	-	-	185条丙日額表	日額表参照
		52 104	その他(185条乙月額表関係)	-	-	契約期間が継続2ヶ月を超えるもの(月額88,000円未満は3.063%、それ以上は月額表)	不課税	-	-	185条乙月額表	月額表参照
報酬2	53 106等	その他(204条関係)	-	-	特定の資格を持つ人に支払う報酬・料金など	税込	-	-	10.21%	-	
報酬5	54 207	その他	-	-	映画、演劇等の出演等の報酬・料金など	税込	-	-	10.21%	-	
報酬該当なし	55 -	その他(無税)	-	-	源泉徴収をしない謝金	-	-	-	-	-	

令和6年度諸謝金基準単価に係る運用上の取扱い一覧

<部外秘>

SEABIS 税区分	区分 No	ADAMS 納付書区分	区 分	単 位	基準単 価	備 考	消費税 別表	謝金の種類 区分	源泉徴収 率	うち税額	
給与	01	101	会議出席謝金(1)(2時間以上)	日	22,800	・原則として、会議開催1回につき、日額単価を適用する。 ・実働時間が2時間未満の場合は、時間単価を適用する。 ・時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。	不課税	1	①	185条乙日額表	7,700
	02	101	会議出席謝金(1)	時間	11,400		不課税	1	①	185条乙日額表	2,250
	03	101	会議出席謝金(2)(2時間以上)	日	19,700		不課税	1	①	185条乙日額表	6,410
	04	101	会議出席謝金(2)	時間	9,800		不課税	1	①	185条乙日額表	1,750
謝金基準4	05	101	会議出席謝金(3)(2時間以上)	日	14,000		不課税	1	④	185条乙日額表	3,410
	06	101	会議出席謝金(3)	時間	7,000		不課税	1	④	185条乙日額表	810
報酬1	07	101	会議出席謝金(基準外)	日・時間	—		不課税	—	—	185条乙日額表	日額表参照
	08	201	講演謝金	時間	11,510		税込	2	①	10.21%	1,175
	09	201	講演謝金(基準外)	時間	—		税込	—	—	10.21%	—
	10	201	講義謝金(母国語)	時間	8,050		税込	2	④	10.21%	821
	11	201	講義謝金(外国語)	時間	16,100		税込	—	—	10.21%	1,643
	12	201	講義謝金(基準外)	時間	—		—	—	—	10.21%	0
	13	201	実技・指導等謝金(母国語)	時間	5,200		税込	2	⑦	10.21%	530
	14	201	実技・指導等謝金(外国語)	時間	10,400		税込	—	—	10.21%	1,061
	15	201	実技・指導等謝金(基準外)	時間	—		—	—	—	10.21%	—
	報酬該当なし	16	—	助言謝金(母国語)	時間	5,200	税込	2	⑦	—	—
17		—	助言謝金(外国語)	時間	10,400	税込	—	—	—	—	
18		—	助言謝金(基準外)	時間	—	—	—	—	—	—	
給与	19	104	作業補助等労務謝金	時間	1,300	不課税	—	—	185条丙日額表	日額表参照	
	20	104	作業補助等労務謝金(2ヶ月超)	時間	1,300	不課税	—	—	185条乙月額表	月額表参照	
報酬該当なし	21	—	司会・報告者謝金	時間	4,080	「講演謝金」等と同様。	税込	—	—	—	
	22	—	審査謝金(1)(2時間以上)	日	14,260	「会議出席謝金」と同様。	税込	—	—	—	
	23	—	審査謝金(1)	時間	7,130	「会議出席謝金」と同様。	税込	—	—	—	
	24	—	審査謝金(2)	時間	4,790	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	—	
	25	—	審査謝金(基準外)	時間	—	「(1)の場合は「会議出席謝金」と同様。(2)の場合は準用しない。	—	—	—	—	
報酬1	26	201	執筆謝金(母国語)思想・文献等	枚	2,550	・支払単位は0.5枚とし、端数については100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚とみなす。	税込	3	②	10.21%	260
	27	201	執筆謝金(母国語)	枚	2,040		税込	3	③	10.21%	208
	28	201	執筆謝金(外国語)思想・文献等	枚	6,420		税込	—	—	10.21%	655
	29	201	執筆謝金(外国語)	枚	5,100		税込	—	—	10.21%	520
	30	201	執筆謝金(基準外)	枚	—		—	—	—	10.21%	—
	31	201	クラブ作成謝金	頁	5,100	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	10.21%	520
	32	201	校閲謝金(母国語)	枚	1,020	「執筆謝金」と同様。	税込	—	—	10.21%	104
	33	201	校閲謝金(外国語)	枚	2,550	「執筆謝金」と同様。	税込	—	—	10.21%	260
	34	201	対談・座談会出席謝金(2時間以上)	日	16,710	・「会議出席謝金」と同様。	税込	—	—	10.21%	1,706
	35	201	対談・座談会出席謝金	時間	8,360		税込	—	—	10.21%	853
36	201	対談・座談会出席謝金(基準外)	時間	—	—		—	—	10.21%	—	
報酬該当なし	37	—	揮毫謝金	枚	250	「執筆謝金」と同様。	税込	—	—	—	
報酬1	38	201	表紙・原画等揮毫謝金	枚	15,890	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	10.21%	1,622
	39	201	揮毫謝金(基準外)	枚	—	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	10.21%	—
	40	201	同時通訳謝金(英語)	日	93,500	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	10.21%	9,546
	41	201	同時通訳謝金(英語以外の外国語)	日	94,440	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	10.21%	9,642
	42	201	逐次通訳謝金(英語)	時間	11,690	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	10.21%	1,193
	43	201	逐次通訳謝金(英語以外の外国語)	時間	11,810	「準用しない。(実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。)	税込	—	—	10.21%	1,205
	44	201	逐次通訳謝金(基準外)	時間	—	「執筆謝金」と同様。	—	—	10.21%	—	
	45	201	翻訳謝金(和文英訳)	枚	6,290	「執筆謝金」と同様。	税込	—	—	10.21%	642
	46	201	翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,400	「執筆謝金」と同様。	税込	—	—	10.21%	449
	47	201	翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,990	「執筆謝金」と同様。	税込	—	—	10.21%	509
	48	201	翻訳謝金(外国語間)	枚	6,820	「執筆謝金」と同様。	税込	—	—	10.21%	696
	49	201	翻訳謝金(基準外)	枚	—	「執筆謝金」と同様。	—	—	10.21%	—	
	給与	51	104	その他(185条丙日額表関係)	—	—	「その都度判断。」	不課税	—	—	185条丙日額表
52		104	その他(185条乙月額表関係)	—	—	「その都度判断。」	不課税	—	—	185条乙月額表	月額表参照
報酬2	53	106等	その他(204条関係)	—	—	「その都度判断。」	—	—	10.21%	—	
報酬5	54	207	その他	—	—	映画、演劇等の出演等の報酬・料金など	税込	—	10.21%	—	
報酬該当なし	55	—	その他(無税)	—	—	—	—	—	—	—	